

戦後期ブラセロ・プログラムの確立

— 1950年代前半のテキサスへの
メキシコ人短期移民労働者導入を中心に —

戸田山 祐

本稿は、米国の農場にメキシコ人短期移民労働者を導入する目的で第二次世界大戦中に開始されたブラセロ・プログラムが、いかに戦後になって米墨両国間の労働力移動を管理する方策として継続され、定着していったのかという問題について論じたものである。まず、米国テキサス州における非合法移民の雇用の継続に対処すべく、米墨両国の政府がブラセロ・プログラムの実施形態を同州の農場経営者の意向を反映させた形に改変していったことを指摘した。また、1950年代中葉に米国各地で実施されたメキシコ人非合法移民の大規模な摘発がテキサスの地域社会に及ぼした影響について考察した。結論として、1949年以降の米墨両国政府によるブラセロ・プログラムの策定および運用は、テキサスでのブラセロ雇用の定着と拡大をその主要な目的の一つとするものであったと述べた。また、1950年代後半には、ブラセロ・プログラムの拡充と非合法移民の摘発強化を両輪とする米墨両国共同の政策枠組みにテキサスは完全に組み込まれたと指摘した。

1 はじめに

1942年から64年まで、アメリカ合衆国（以下「米国」と表記）とメキシコのあいだで締結された行政協定に基づき、米国内で農業労働に従事するために延べ460万人のメキシコ人短期移民労働者（ブラセロ）¹⁾が導入された。一般に「ブラセロ・プログラム」として知られるこの政策は、第二次世界大戦中に開始されたメキシコ人鉄道労働者導入プログラムや、西インド諸島からの農業労働者導入プログラムと同様に、送出国との政府間協定ないし交換公文によって短期移民労働者の導入を実施した点において、基本的には国内法の規定のみに依拠して外国人の受け入れをおこなってきた米国の移民政策の歴史上異例のものであった²⁾。これらのプログラムでは、協定や交換公文の規定によって米国内で就労する外国人労働者の賃金や労働条件が保障され、かれらへの差別や搾取も禁止されていた。

戦時中に不足していた米国内の労働力需要を補完するという当初の目的が失われるとただちに廃止された他のプログラムと異なり、ブラセロ・プログラムは戦後も20年近くにわたって米墨両国の合意のもとに安定して継続されていった点において特徴的なものであった。その理由としては、筆者が既発表の論文で述べたように、第二次世界大戦直後に米墨両国の外交および国境警備・移民政策担当者によって、同プログラムがメキシコ人非合法移民への対応策として位置づけられるようになったことが指摘できる³⁾。1940年代末から50年代前半にかけて、ブラセロ・プログラムを存続させたうえで両国政府の管理のもとメキシコ人に米国内で合法的に就労する機会を保障することによって、米国の農場でのメキシコ人労働者への需要を満たしつつ、非合法移民の抑制を図る方針が定着した。ケリー・リトル・エルナンデス (Kelly Lytle Hernández) およびキティ・カラヴィータ (Kitty Calavita) が指摘するように、1950年代中葉からはブラセロの導入要件の緩和と、非合法移民の摘発の強化がメキシコからの入国者に対する米国の政策の両輪となったのである⁴⁾。

もっとも、労働力需要が高い地域であればどこでもブラセロの雇用が認められたわけではなかった。米墨両国が締結した二国間協定には、ブラセロに対する差別を禁止する規定が存在していた。メキシコ政府は、差別や不当労働行為がおこなわれている地域へのブラセロの送出国を停止することができた。このような措置はたいいてい郡や自治体を対象として実施されていたが、州内でのメキシカン⁵⁾に対する差別や隔離の問題がとりわけメキシコ側で深刻視されていたテキサス州のみは、ブラセロ・プログラムの開始直後から1949年まで、メキシコ政府の要望に基づいて州全土でのブラセロの雇用が禁じられていた。これを一因として、テキサスではメキシコ人非合法移民が大規模に雇用されるようになった。後述するように、同州への非合法移民の大量流入事件を契機として1948年にブラセロ・プログラムは一時停止された。翌49年に同プログラムが再開された際には、差別行為が生じた際に米墨両国政府が合同調査を実施することを条件にテキサスへのブラセロの導入が認められた。ここで初めてブラセロ・プログラムはすべての州を対象とした政策となり、テキサスは1950年代後半には全米でも最多数のブラセロが就労する州になったのである⁶⁾。

1940年代から50年代の米墨間の移民・国境警備政策についての先行研究は、テキサスでのメキシコ人非合法移民の大規模な雇用が両国で懸案となっていたと指摘している⁷⁾。また、同州でのメキシカンに対する差別や隔離が、ブラセロ・プログラムの実施時期の米墨関係にいかなる影響を与えていたのかという問題については、米国史研究者のトマ

ス・A・ググリエルモ (Thomas A. Guglielmo)、エミリオ・サモラ (Emilio Zamora) および政治学者のマシュー・グリッター (Matthew Gritter) らによる先行研究があげられるが、これらはいずれも第二次世界大戦期とその直後の時期のみを対象にしているという限界がある⁸⁾。また、ブラセロの導入を実現するためにテキサス州政府がおこなった、州内のメキシカンの処遇の改善に向けた取り組みや米墨両国の連邦政府に対する働きかけの実態についても、筆者や、ロバート・S・ロビンソン (Robert S. Robinson) およびティモシー・ヘンダーソン (Timothy Henderson) による近年の研究によって明らかにされつつある⁹⁾。

しかし、これらの先行研究は、1949年にブラセロ・プログラムの対象にテキサスが組み込まれたのち、非合法移民の雇用が常態化していた同州がいかに数年のあいだに全米で最多数のブラセロが就労する州となったのか、その過程で同プログラムのあり方によどのような影響もたらされたのかという問題については十分に論じていない。そこで、本稿では従来の研究がほとんど注目してこなかったこの問題について検討し、ブラセロ・プログラムの歴史のなかでのテキサスの位置づけを再考することを第一の課題とする。この課題に答えることを通じて、同州でのブラセロの雇用の定着を目指した米墨両国の施策が、いかに戦後のブラセロ・プログラムの特徴を規定していたのかを明らかにしたい。

本稿のもう一つの課題は、「ウェットバック作戦 (Operation Wetback)」として一般に知られる、1954年に米国移民帰化局によって全米各地で実施されたメキシコ人非合法移民の大規模な摘発と送還、およびその前後の非合法移民の取締りについて、テキサスの地域社会への影響と、ブラセロ・プログラムの策定・運用との関係という二つの視点から再考することである。ウェットバック作戦については、国境警備を担当していた移民帰化局の組織および権限を拡大させる一方で、ブラセロ・プログラムの拡大につながったと評価されている¹⁰⁾。また、メキシコ系アメリカ人・在米メキシコ人史研究は、1950年代中葉の非合法移民の摘発もたらした、米国のメキシカン・コミュニティ内部での国籍の差異をめぐるせめぎ合いに注目してきた¹¹⁾。本稿ではこのような先行研究の議論を踏まえたうえで、ウェットバック作戦がテキサスの地域社会において持った意味については、農場経営者およびメキシコ系アメリカ人の動向に加えて、従来の研究で顧みられることのなかった非合法移民の送還問題へのテキサス州政府による対応に焦点を当てて考察したい。

2 テキサスでのブラセロ・プログラムの展開と非合法移民問題

2.1 テキサスでのブラセロ雇用の禁止

1942年8月4日に米墨両国が締結した協定では、ブラセロは米国内でいかなる差別も受けないと定められた。また、最低賃金は時給30セントと規定されていた¹²⁾。当時、米国の農業労働者は全国労働関係法(National Labor Relations Act)の適用対象外で、最低賃金も保証されていなかったことを考慮すればブラセロの賃金規定は画期的なものであった¹³⁾。その後更新された協定にもこのような規定は盛り込まれていたが、メキシコ人労働者を安価な労働力の供給源と見なす農場主からの不満を招くことになった。

しかも、綿花栽培の中心地で労働力需要がとくに高かったテキサス南部では非合法移民の雇用が常態化していたため、煩雑な手続きを経てブラセロを導入しようとする農場主は少なかった¹⁴⁾。メキシコ政府は自国民が正規の手続きをせずに米国に出国することを問題視しており、非合法移民問題は戦時中から両国間の外交上の重大なイシューとなっていた。非合法移民の就労は、かれらに対する差別や不当労働行為を引き起こすだけでなく、当時人口密度が低かったメキシコ北部からの労働力の流出につながるものが懸念されていたのである。また、テキサスに駐在する米国防境警備隊の隊員がしばしば地元の農場主の求めに応じて取締りを緩めていたことに対しても、外務省や、国境警備を担当していた内務省といったメキシコ政府の省庁から批判が寄せられていた。1943年5月に国境警備隊が約2,000人のメキシコ人を同州内に非正規に入国させた事件を契機に、メキシコ政府はテキサスの農場でのブラセロの就労を認めない方針を決定し、それ以後1949年8月まで同州のみを対象とした禁止措置は継続することになった¹⁵⁾。

テキサスでのブラセロの雇用禁止が続けられた要因としては、大規模な非合法入国者の雇用に加えて、同州での差別問題に対するメキシコの世論の反撥が指摘できる¹⁶⁾。その背景には、1950年代まで全米最大のメキシカン人口を擁し、メキシコとの人的・経済的な結びつきも米国内の他州に比べて強かったというテキサスに特有の状況があった¹⁷⁾。州法で人種隔離の対象とされていた黒人とは異なり、法的には州人口の多数を占めるアングロ¹⁸⁾と同じく「白人」であったにもかかわらず、黒人同様に商業・公共施設で隔離されることへの不満は、テキサス在住のメキシコ系アメリカ人のみならず、商用や観光で同州を訪れるメキシコ人や州内に駐在するメキシコ領事館員にも広範に共有されていた¹⁹⁾。また、メキシコの国内世論も同州でのメキシカンに対する隔離を差別的な行為と見なして批判していたのである。テキサス州政府も無策ではなく、1943年には州

内でのメキシカンに対する隔離および差別の実態調査、州民への啓発活動、対外交渉などを担当する行政機関としてテキサス善隣友好委員会 (Texas Good Neighbor Commission) を設立するなど、メキシカンに対する扱いを改善する姿勢を示していた。その背景には、テキサスでのメキシカンへの差別は、米墨関係を毀損しかねない深刻な問題として米墨両国の外交担当者に認識されており、州政府に対応を促す圧力が強まっていたことがあった²⁰⁾。

2.2 テキサスでのブラセロ就労の開始と非合法移民への対応策

テキサスでのブラセロ就労禁止は戦後も継続していたため、同州での就労を求めるメキシコ人は多くの場合非合法移民とならざるを得なかった。1948年10月、チワワ州シウダー・ファレスに集結した数千名のメキシコ人労働者が米国国境警備隊の黙認のもとに国境を非合法に越え、隣接するテキサス州エル・パソを経て米国側に出国した。「エル・パソ事件 (the El Paso Incident/el Incidente de El Paso)」として知られるようになったこの出来事の直後、米国による国境警備の放棄を理由にメキシコ政府はブラセロ・プログラムを停止した。しかし、その直後から米墨両国の政府内では、ブラセロを安定して供給しなければ国境地帯を中心に非合法移民の雇用が拡大するとの懸念が共有されるようになった。その結果として1949年8月には両国間で新しい協定が締結され、ブラセロ・プログラムはテキサスを含む形で再開されたのである²¹⁾。

ブラセロ・プログラムの再開直後から米墨両国で問題となっていたのが、テキサスの農場経営者をいかに同プログラムに参加させるかということであった。テキサスもブラセロ・プログラムの対象地域に含められたとはいえ、非合法移民の雇用を長らく続けてきた同州の農場主が、ただちにブラセロに労働力の供給源を切り替えるとは予想しにくかったのである。非合法入国者のブラセロとしての雇用を認めた1949年協定の第3条の規定に従って、8月25日にはテキサス州南部のハーリングゲンに、1949年8月1日以前に非合法に入国し米国内に滞在しているメキシコ人労働者を雇用するための手続きをおこなう事務所が開設され、10月下旬までには同州のエル・パソとクリスタル・シティおよびアリゾナ州フェニックスにも同様の施設が設置された²²⁾。このような事務所には、国務省、農務省、移民帰化局、雇用局など、ブラセロの募集と契約に携わっていた米国の関係各省庁の担当者が駐在していた。また、事務所の設置された地域を管轄するメキシコ領事館の代表が募集・契約の過程を監督していた²³⁾。合法化措置の対象となった労働者の雇用期間は原則として4ヶ月とされた。メキシコ国内でのブラセロの募集の開始に

先立って、米国内、なかでもテキサス州内に滞留している非合法移民労働者の合法化が優先されたのである²⁴⁾。

また、1949年の協定では正規の手続きを経て米国に入国したブラセロの最短雇用期間が短縮され、ブラセロ・プログラムは農繁期のみメキシコ人労働者を雇用することを望む農場主にも利用しやすいものとなった。本協定ではブラセロの雇用期間は原則4ヶ月から6ヶ月間とされ、最長1年までの延長が可能とされた。この規定は従来のもとは基本的には同様であったが、労働力需要の変化に合わせた柔軟な雇用を可能にするために、綿花農場で就労するブラセロの雇用期間は最短で3ヶ月とされた²⁵⁾。綿花農場での労働力需要は季節的な変動が著しく、収穫期にはとりわけ多数の労働者が必要とされていたことが、この特例規定が設けられた理由であった。これも、テキサスの農場経営者のブラセロ・プログラムへの参加を促すインセンティブとして導入された措置であったと考えられる。

テキサス州内でも、メキシコとの国境に近く、非合法移民の雇用が綿花農場を中心に大規模に続けられてきたリオ・グランデ河流域地帯では、ブラセロの雇用を敬遠する傾向が1949年協定の成立後も残っていた。その理由として、ブラセロ・プログラムを利用すると労働者に払う賃金水準が上昇することを農場経営者が忌避していたことがあげられる。非合法移民労働者の大規模な雇用と搾取を一因として、同地の農業労働者の賃金は当時の米国内でもっとも低水準に抑えられており、その標準は時給25セント以下であった。メキシコ政府はテキサスへのブラセロの導入を認めるに当たって、リオ・グランデ河流域地帯の低賃金を問題視していた。1949年協定には最低賃金の具体的な額は示されていなかったが、ブラセロは同様の仕事に従事する米国内在住の労働者と同等の賃金を支給されることになっていた。問題は、同地域の農業労働者の標準的な賃金であった時給25セントは、1942年の協定で定められていた時給30セントというブラセロの最低賃金よりも低かったことであった。メキシコ側は時給40セントをブラセロおよび合法化された労働者に支払われる最低賃金とするよう求めた。これに応じて、米国雇用局は1949年10月17日、テキサスの農場主からのブラセロ導入申請書で、時給を40セント未満に設定しているものについてはメキシコ側への取り次ぎを拒否すると発表した²⁶⁾。

二国間協定の適用を受けたメキシコ人労働者の雇用による人件費の増大を嫌った雇用主が非合法移民の雇用を続けることを防ぐため、10月中旬に米国国務省はメキシコ外務省に対し、合法化された労働者の雇用期間を最短で6週間とする特別措置を導入するよう提案した²⁷⁾。外務省のマヌエル・テジヨ (Manuel Tello) はこの提案にただちに同意

した。また、メキシコ政府は、メキシカンへの差別を理由にブラセロ・プログラム再開直後にブラセロ導入を禁止されていた、リオ・グランデ川流域のデミット郡に対する制裁措置を撤回した。国務省メキシコ局では、これらの施策によってテキサス南部の農場主はより積極的にブラセロを雇おうとする姿勢を見せていると評価している²⁸⁾。

ただ、1949年協定の第3条によって合法化されたメキシコ人労働者の最短の雇用期間を6週間とした措置は、当初はあくまで一度限りのものとして導入された。また、その対象地域はリオ・グランデ川下流域の6つの郡に限られていた²⁹⁾。このため、メキシコ政府が同地域のみを特別扱っているとの不満が、当措置の対象から外された地域の農場経営者から寄せられていた。米国側からの要望を受けて、10月下旬にメキシコ外務省はサン・アントニオを中心とした地域の南側に位置する29の郡にこの措置の適用を拡大した³⁰⁾。

1950年4月下旬から5月初めまで、米国国務省、雇用局、移民帰化局およびメキシコ外務省の代表を集めた会議がメキシコシティで開催された。1949年協定の解釈の変更がおもな議題となったこの会議で、もと非合法労働者で合法化された者だけではなくブラセロについても、前述のテキサス南部の29郡で就労する者に限っては最短の雇用期間を6週間とすることが決定された³¹⁾。また、メキシコ側はこの措置を無期限に継続することに合意した³²⁾。雇用期間の柔軟化によって、ブラセロや合法化された労働者を雇用するインセンティブを高めることで、新たに非合法移民を雇うことを控えるようテキサスの農場経営者に促すという方針は、1940年代末から50年代前半を通じて続けられていたのである。

しかしながら、テキサスのリオ・グランデ川流域地帯を含む国境沿いの各地域では依然として非合法移民の大規模な雇用が続いており、米墨両国では非合法移民の取締りの強化が構想され始めていた。1950年の夏までにメキシコ内務省は非合法移民の流出阻止のため、ブラウズヴィルの対岸に位置するタマウリパス州マタモロスから、イーグル・パスの対岸のコアウイラ州ピエドラス・ネグラスに至る国境線沿いに、60人の隊員と12台のジープから構成される国境警備隊を配備した³³⁾。1950年4月から5月までの全米でのメキシコ人非合法移民の逮捕者数は10万を超えていた。また、何度も米国への非合法的な入国を試み、繰り返し逮捕される者が多数存在することも問題視されていた³⁴⁾。このような状況を受けて、1950年代初頭には非合法移民をアメリカ人農業労働者の貧困や失業の原因と見なし、流入の抑制を求める議論が米国内で支持を得つつあった。さらに、非合法移民の就労・生活状況は非常に劣悪であり、このような状況を放置しておけばメキ

シコとの関係も悪化しかねないとの懸念も国務省内では共有されるようになっていた。タマウリパス州レイノサ駐在の米国領事エドワード・S・ベネット (Edward S. Benet) は、リオ・グランデ川流域地帯への非合法移民の流入を止めるためには、非合法移民の雇用を罰する法律の制定が必要との見解を示した³⁵⁾。雇用主罰則の必要性は、7月31日と8月1日にブラウズヴィルで開催された大統領移動労働者問題委員会の公聴会でも表明された³⁶⁾。

一方、リオ・グランデ川流域地帯の農場主は、米墨両国間の交渉によって定められた雇用条件や賃金水準に対する不満を表明していた。ブラウズヴィルでの公聴会では、出席した農場経営者代表は、この地域に対する特別な配慮が盛り込まれない限りメキシコとの協定には反対を続けると述べた³⁷⁾。テキサス南部の農場主は、非合法移民を労働力として確保できるのであれば二国間協定に定められた手続きに従ってブラセロを導入する必要はないと考えており、国境警備や摘発の強化によって非合法移民の流入が停止されれば同地の農場主は反撥するだろうとの見通しをベネットは示している³⁸⁾。

米墨両国とも、テキサス南部での非合法移民の雇用が1948年のエル・パソ事件のような大規模な非合法移民の越境をふたたび引き起こすのではないかという懸念を共有していた。1950年8月には、シウダー・ファレス、ピエドラス・ネグラスおよびカリフォルニア州に隣接するバハ・カリフォルニア準州(州への昇格は1953年)のメヒカリなど、メキシコ側の国境都市に米国内での就労を望む労働者が多数集結していた。1949年協定ではこれらの都市は募集拠点に指定されていなかったが、メキシコ政府はミゲル・アレマン (Miguel Alemán) 大統領の指示による臨時措置として国境でのブラセロの募集を認めた。シウダー・ファレスとピエドラス・ネグラスから出国したメキシコ人労働者は、エル・パソとイーグル・パスで雇用契約を結び、ブラセロとして米国で就労することが認められた。エル・パソでは約2万人、イーグル・パスでは約1,900人が雇用された。このほか、米国内で摘発された非合法移民でブラセロとしての就労を認められた者が、ハーリンゲンで約1万人雇用された³⁹⁾。メヒカリに滞留していた労働者の出国は制限され、隣接するカレキシコでの雇用数は10月までのあいだに2,820人とされた⁴⁰⁾。バハ・カリフォルニアでは労働力が不足しており、米国への労働者の流出をメキシコ側が望まなかったのである⁴¹⁾。

3 ブラセロ・プログラムとウェットバック作戦

3.1 ウェットバック作戦の開始

前節で述べたように、1950年代に入って非合法移民問題に対する米国内での関心は高まりを見せていた。ブラセロ・プログラムへの安定した予算の拠出を目的として1951年7月に成立した「公法78号(Public Law 78)」の審議過程では、非合法移民を雇用した者に対する罰則の是非をめぐる議論がなされた。しかし、ブラセロの導入のみにかかわる本法案に雇用主罰則を導入した場合、メキシコ人非合法移民を雇った者だけが罰せられることになるとの問題が指摘されたこともあり、この案は成立しなかった⁴²⁾。

1951年8月に二国間協定が更新された後も、非合法移民問題は米墨間の懸案事項であり続けていた。1952年の夏には、メキシコから米国政府に対して国境警備の責任を果たしていないとの批判がふたたび寄せられるようになった。メキシコ側が問題視したのは、米国連邦議会が十分な予算を国境警備に拠出しておらず、その結果として非合法移民問題が深刻なりオ・グランデ川下流域での非合法移民の取締りが疎かになっていることであつた⁴³⁾。1952年の夏以降、メキシコ側で国境警備を担当していた内務省は非合法移民の出国取締りを強化する方針を示しており、米国側でも同様の措置が求められていたのである⁴⁴⁾。

移民帰化局の内部でも、取締り強化の必要性が認識されるようになっていた。1953年7月、米墨国境警備の責任者であつたハーロン・B・カーター(Harlon B. Carter)と、ジョセフ・スウィング(Joseph Swing)陸軍中將が会談し、米国内に滞在するメキシコ人非合法移民を摘発しメキシコに送還する計画の策定が開始された。ドワイト・E・アイゼンハワー(Dwight E. Eisenhower)大統領は、非合法移民の摘発と送還を大規模に実施するためには、軍での経験を積んだ人物を参加させるのが適切と考えていた。1954年5月にアイゼンハワーはスウィングを移民帰化局長官に任命し、ウェットバック作戦の指揮を委ねた⁴⁵⁾。

1954年6月9日、米国・カナダ国境とフロリダの大西洋岸から数百人の国境警備隊員がカリフォルニア南部に移動し、ウェットバック作戦が開始された。地元の警察や保安官の協力もあつて同地での作戦は急速に展開し、摘発された非合法移民の総数は6月末までに3万人を超えた⁴⁶⁾。この作戦にはメキシコ政府も協力していた。米国内で摘発された非合法移民は国境まで米国の国境警備隊が用意した自動車や飛行機で移動し、メキシコ領内に戻された後、多くの場合は列車やバスで国境から離れた地域に移動させられ

た。ただし、メキシコの連邦政府および各州・都市の行政機関は、米国内での大規模な摘発を受けて帰還した多数の自国民が国境地帯に流入し滞留する事態に対して適切な対応ができなかった。メキシコ政府は、世論の反撥および国境地帯の都市の行政当局への過剰な負担を避けるためには、小規模かつ段階的に非合法移民の送還を実施するのが望ましいとの見解を1940年代末から再三米国側に伝えていた⁴⁷⁾。

メキシコ側が懸念していた通り、ウェットバック作戦による多数の送還者および自発的な帰国者の流入は国境地帯の都市に大きな負担を強いることになった。バハ・カリフォルニア州知事ブラウリオ・マルドナド (Braulio Maldonado) が、米墨国境地帯の労働問題を調査していた産業別組織会議 (Congress of Industrial Organizations) のミルトン・プラム (Milton Plumb) に証言したところによれば、最初の大規模な摘発が実施されたカリフォルニア南部およびアリゾナ南部に隣接する同州北東部のメヒカリには1日に最大4万人が到着したという。メヒカリはメキシコ側の国境都市のなかでももっとも開発の遅れた都市の一つで、下水などの公衆衛生設備は平常時でも不十分であった。マルドナドはメキシコ連邦政府からの支援を得て「数十万」人に食事を提供できたため餓死者の発生は避けられたと述べた。ただ、1954年の夏に同地では88人の送還者が熱中症で死亡したとも報告されている。シウダー・ファレスでも同様の状況が生じていたと下院農業委員会の公聴会でプラムは述べており、ウェットバック作戦によって多数の流入人口を抱えることとなったメキシコの国境都市では人道的危機といえる状況が生じていた。メヒカリでは赤十字の診療所が急遽設立されるなど、地元の行政当局と民間団体は対応に追われていた⁴⁸⁾。

6月末以降、非合法移民の摘発はコロラド、ネヴァダ、ニューメキシコへと拡大した。さらにテキサスでの摘発計画も策定されはじめた。同州では、非合法移民が従来から多数雇用されていたリオ・グランデ川下流域の綿花農場が主要な対象地域とされた。スウィングはテキサスでの作戦には他地域とは異なる障壁が待ち受けているとの認識を示していた。非合法移民の雇用を当然視していた同州南部の雇用主は国境警備隊による取締りを地域の慣行への介入と捉え、強烈的な反撥を示す可能性があったのである⁴⁹⁾。

3.2 テキサスでのウェットバック作戦の展開と地域社会からの反応

テキサスでの作戦は7月初めに開始され、州西部の国境都市エル・パソとプレシディオが非合法移民を送還する地点に指定された。両都市を経由してメキシコ側に戻された非合法移民は、国境から600キロ以上離れたドゥランゴ州まで鉄道で運ばれることとさ

れた。7月6日以降の1週間に、毎日800人から1,500人程度の非合法移民が国境警備隊によって身柄を拘束された⁵⁰⁾。7月15日から、テキサスでの作戦の規模はさらに拡大され、同日に州内では4,800人が摘発された⁵¹⁾。7月29日付けのスイングへの報告によれば、リオ・グランデ川下流域での摘発件数は4万1951件に達した。さらに、7月下旬までに州南東部の国境都市イダルゴ、ブラウンズヴィルおよびプログレソから自発的に出国したメキシコ人の数は4万5933人に達した。ただし、この数は記録が残されていない他の国境都市からの出国者数や、正規の出入国地点を通過せずにメキシコへ戻った人数を含んでおらず、実際にはさらに多数が帰国したと考えられる。9月中旬にウェットバック作戦が終了するまでに、州西部のトランス・ペコス地域（エル・パソを中心とする）を除くテキサス州のほぼ全域を管轄していた移民帰化局サン・アントニオ支局での摘発件数は8万127件に達し、さらに6万456人が摘発を避けてメキシコに自主的に戻ったと報告されている⁵²⁾。

ウェットバック作戦に対するテキサス州内の反応は積極的なものではなかった。カリフォルニアなどの他州とは異なり、アラン・シヴァース（Allan Shivers）テキサス州知事は州内の法執行機関をウェットバック作戦の支援に動員すると確約をせず、地元の警察や保安官と国境警備隊の協力もほとんどなかった⁵³⁾。また、ウェットバック作戦の開始前から、非合法移民の大規模な取締りは同州でも実施されるということを周知するとともに、ブラセロ・プログラムへの参加を促すことを目的として、移民帰化局は州内の各地で農場主を招いた協議を実施していた⁵⁴⁾。しかし、多くの農場主は移民帰化局からの警告を無視して非合法移民の雇用を続け、摘発にも非協力的であった。さらに、他州と同様にテキサスでもメキシコ人非合法移民は農業以外の産業でも広範に雇用されており、農業労働者だけでなく、多数の清掃人や庭師、家事使用人なども摘発された。したがって、働き手を失うという理由で不満を示していたのは農場主に限られなかった⁵⁵⁾。

リオ・グランデ川下流域の都市の新聞の論調はウェットバック作戦に対してしばしば批判的であった。一例をあげれば、7月5日付けの『ブラウンズヴィル・ヘラルド（Brownsville Herald）』に掲載された記事は、同作戦を「労組のお偉方（the nabobs of Big Labor）」の要求に対する政府の慰撫策に過ぎないと揶揄し、非合法移民の摘発は地元での支持を得られないうえ、国境警備隊の介入のために綿花を収穫できなくなれば綿花農場主は不満を募らせるだろうと述べている⁵⁶⁾。

一方、テキサス南部でも、リオ・グランデ川流域地帯からやや離れたサン・アントニオでは、新聞の報道はかならずしもウェットバック作戦への非難一色ではなかった。同

都市の大手紙『サン・アントニオ・エクスプレス (*San Antonio Express*)』は、同作戦を肯定的に評価し、非合法移民の雇用を批判する記事を掲載していた。たとえば、8月1日の社説は、非合法移民の労働力に依存したリオ・グランデ川流域地帯の農村経済はいまや終局を迎えていると述べ、これに代えて米国籍の労働者およびブラセロを適切な賃金で雇う体制を構築することが公共政策としては望ましいと主張している。同社説は、作戦の成果を恒久的なものにするためには、国境警備隊の増員に加えて、非合法移民の雇用主と供給者に対する罰則を備えた「実効性のある」法律の制定が必要と結論付けている⁵⁷⁾。

同紙にウェットバック作戦にかんする署名記事を連載していたクラレンス・J・ラルーシュ (Clarence J. LaRoche) は7月29日付けの記事で、リオ・グランデ川流域地帯では非合法移民は「安価な天然資源」のように見なされていると述べ、同地域の雇用慣行を批判した。ラルーシュは、最低賃金や労働条件が二国間協定で定められ一定の権利が保障されているブラセロと比較すると、非合法移民はまったくの無権利状態に置かれており、賃金も最低の場合は時給15セント程度に抑えられるなど、その生活・就労状況は極めて劣悪であると述べた。そのうえで、非合法移民は摘発を怖れて外に買い物にも行けないため、農場を巡回する業者が相場より高い値段で売りつけるものを購入せざるを得ず、日常的に搾取されていると指摘した⁵⁸⁾。ラルーシュは、リオ・グランデ川流域地帯の農村経済は、非合法移民を中心とする低賃金労働者を搾取することで成立している「植民地経済 (colonial economy)」だと主張し、このような体制を継続しようとする農場経営者およびその支持を受けた政治家を批判していた⁵⁹⁾。ラルーシュの議論は、非合法移民は二国間協定を通じた米墨両国政府による権利保障の対象とされておらず、それゆえに搾取や差別の対象とされてしまうことを問題視していた点において、メキシコ政府の立場と近かった。このような問題意識からは、正規の法的手続きに従って入国・就労していない非合法移民の労働条件や生活条件をめぐる権利の保障は困難であるので、かれらはできるだけ米国に入国させるべきではないという結論が導かれたのである。

一方、テキサス南部の雇用主は、米墨両国間の経済格差や労働力需要を考慮すれば、メキシコ人が合法であれ非合法であれ米国に働きに来ることは必然であり、この流れを止めようとすることは無駄なばかりか、かれらの就労機会を奪ってしまう残酷な措置であるという考えを示す傾向があった。たとえば、国境に接するウェット郡で大牧場キャラハン・ランチ (Callaghan Ranch) を経営していたジョー・B・フィンリー (Joe B. Finley) は『サン・アントニオ・エクスプレス』への投書で、メキシコ人貧困層の所得水準を考

えればかれらが非合法移民労働者として受け取っている賃金は十分なものであり、メキシコでの1ヶ月の収入を米国では3日で稼ぐことができると主張した。さらに、米国での非合法移民の扱いが悪いとしても、メキシコではさらにひどい生活を強いられているのだから、米国内でかれらが働いて稼いだ収入を家族のもとに届ける機会を奪うべきではないとも述べている。フィンリーの意見は、米国内にメキシコ人労働者への需要が存在するのであれば、就労を望む者には法的地位や滞在資格にかかわらず機会を与えるべきであり、米墨両国の政府は労働者と雇用主の関係に干渉すべきではないという考え方を端的に示すものであった⁶⁰⁾。同様の意見はメキシコ人を雇用していたアングロによってしばしば表明されていた⁶¹⁾。このような雇用主は、メキシコ人が米国内に滞在し働く権利については概して容認していた。むしろこれは、自分たちが安価な労働力としてメキシコ人を法的な滞在・就労資格にかかわらず雇用する「権利」を当然視していたことと表裏一体であったといえる。

テキサスに本部を置き当時全国的な組織に成長しつつあった、統一ラテンアメリカ系市民連盟 (League of United Latin American Citizens, 以下 LULAC と略記) やアメリカン GI フォーラム (American G.I. Forum, 以下 GI フォーラムと略記⁶²⁾) といったメキシコ系アメリカ人団体は基本的にウェットバック作戦を支持した。メキシコ系アメリカ人のあいだには、非合法移民との競争による賃金水準および労働条件の悪化や失業への懸念が浸透していた。実際に、多くのメキシコ系アメリカ人が賃金の低いテキサス南部を離れて北西部、中西部諸州やカリフォルニアに向かうようになっていた⁶³⁾。また、アングロなど他の集団によってメキシコ人非合法移民とみずからが混同されることで、ただでさえ不安定な自己の社会的地位がさらに低下しかねないとの危機感も広範に共有されていた。そのため、国境警備の増強と非合法移民の摘発拡大が強く求められていたのである⁶⁴⁾。

1950年代前半、GI フォーラムはアメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor) との協力のもと、テキサス州内の非合法移民の調査を実施している。調査の結果はウェットバック作戦の直前に『ウェットバックの代償は何か (What Price Wetbacks?)』という冊子にまとめられて出版された。同冊子では、メキシコ人非合法移民は時給 25 セントで1日10時間働くなど極端な低賃金労働に従事しており、リオ・グランデ川流域地帯の農場の賃金水準を低下させていると指摘されている。また、かれらの健康状態は劣悪で、結核やアメーバ赤痢といった伝染病の罹患率も高く、公衆衛生上のリスクとなるとも主張されている。さらに、国境地帯での犯罪率の高さも非合法移民の流入と結びつけられて

いた。同冊子では、ブラセロ・プログラムそのものへの反対は抑えられているが、ブラセロが契約終了後も米国内に留まっていることが問題視されていた。また、ブラセロの導入はアメリカ人労働者が十分に確保できない場合に限られるべきとも主張されている⁶⁵⁾。

GI フォーラムの主張は少なからぬメキシコ系アメリカ人の考えを反映したものであったといえる。1954年7月中旬から8月にかけて『サン・アントニオ・エクスプレス』は非合法移民問題についての読者の意見を掲載していたが、明らかにスペイン語の姓をもつ投稿者による投書7件のすべてがウェットバック作戦に賛意を示すか、非合法移民の流入に懸念を示す内容であった。さらに、非合法移民の雇用を正当化する農場経営者の論理も批判されていた。たとえば、ある投書は、メキシコの貧困問題はメキシコ政府が解決すべき問題であり、非合法移民の入国を許してまで同国の貧困層に仕事を提供する義務は米国にはないと訴えた⁶⁶⁾。また、リオ・グランデ川下流域の国境都市ミッションの読者からは、同地の賃金は安いので家族を養うために他地域に毎年出稼ぎに行かねばならないが、「国境警備隊が〔非合法移民の〕取締りを強化すると報道されているので、今年は初めて〔ミッションに〕留まることにした」との投書が寄せられている⁶⁷⁾。これらの投書の内容がテキサスのメキシコ系アメリカ人一般の考え方を反映していたと即断することはできないが、非合法移民やブラセロといったメキシコ人労働者を、自分たちの職を奪い、生活基盤を浸食する脅威と見なす発想が相当に広まっていたことを示しているとはいえよう。また、これはテキサス州南部ではかなりの程度実感に基づいたものであったことも窺える⁶⁸⁾。

3.3 非合法移民の家族に対する送還措置の影響をめぐる議論

メキシコ系アメリカ人の多くはメキシコ人非合法移民の大規模な摘発と送還に賛意を示していたとはいえ、その結果としてさまざまな問題が生じているとの認識も広まっていた。とりわけ深刻視されていたのが、非合法移民を家族の一員として抱えているメキシカン世帯に対する影響であった。メキシカンの家族のなかにはメキシコ系アメリカ人や合法的に滞在する在米メキシコ人だけではなく、しばしば非合法移民も含まれており、このような家庭内での法的地位の差異が家族の分断につながるものが懸念されていたのである。すでに1953年6月にニューメキシコ州アルバカーキで開催された第24回LULAC年次大会では「何千人ものメキシコ人が米国市民と結婚し、いまや米軍人の親となっている」現状に鑑み、米軍人の子を持つ非合法移民が米国に滞在することを許可す

るように求める決議が採択されていた。ウェットバック作戦の開始直後の6月中旬に開かれた1954年の年次大会では、非合法移民の流入がメキシコ系アメリカ人にとって有害であるとの決議が採択される一方、米国民の配偶者や子どもを持つ非合法移民には合法的な滞在資格を付与すべきとの決議案も提案されたが、これは最終的な議決に付されることはなかった⁶⁹⁾。これらの決議は、非合法移民の摘発強化によるメキシカン家庭の分断という状況を踏まえて、場合によりLULACは米国の移民法で定められた滞在資格を満たさない者でも擁護するようになっていたことを示している。LULACは、米国内に生活基盤を持たない短期移民労働者であるブラセロや、新たに流入する非合法移民を排除する方針を変えたわけではないが、米国内で長く暮らし米国民との紐帯を保っている在米メキシコ人が国内に滞在する権利は守られるべきだと主張するようになった。

メキシコ人非合法移民の送還によって生じるメキシカンの家族の分断を問題視していたのはLULACなどのメキシコ系アメリカ人組織だけではなかった。テキサス州政府もまた、非合法移民の送還がメキシコ系住民の家族に与える経済的な負担について懸念しており、移民帰化局に対応を求めている。1954年の夏から翌年にかけて、善隣友好委員会は移民帰化局に対し米国民を家族に持つメキシコ人非合法移民の送還の猶予とメキシコへの帰国後の再入国を認めるように要求している⁷⁰⁾。これは、ウェットバック作戦の責任者スウィングが8月25日にテキサス州南部のマッカレンでおこなった発言を受けてのものであった。スウィングは、送還の対象とされた非合法移民の世帯に「一人でも米国民」が含まれている場合、「〔他の家族は非合法移民であったとしても〕その世帯は作戦の終了後までは影響を受けることはない」と述べたうえで「そのような世帯が〔合法〕移民としての法的地位を得られるよう、われわれ〔移民帰化局〕は援助する」と言明した⁷¹⁾。なお、家族全員が非合法移民であった場合はできる限り一緒に送還する方針がとられていた。その理由としては、「人道」上の配慮に加えて、家族を米国内に残して世帯主のみを先に送還した場合、非合法入国を再度試みる可能性が高いと認識されていたことがあげられる⁷²⁾。

1954年5月、善隣友好委員会、テキサス州公共福祉省(Department of Public Welfare)、州雇用委員会(Employment Commission)および州司法局(Office of the Attorney General)は、LULAC代表も交えて米国民の家族を持つ非合法移民の送還への対応にかんする協議をおこなった。また、これらの州政府機関の代表は移民帰化局と非公式に接触し、米国民を家族に持つ非合法移民の送還を遅らせるよう求めた。送還を猶予することで、合法的な再入国に必要な書類を整える時間をかれらに与えるという提案もテ

キサス州側からなされた。善隣友好委員会委員のグレン・E・ギャレット (Glenn E. Garrett) は、この提案に対する移民帰化局からの反応は好意的であり、可能な場合は送還の実施に当たってテキサス州当局の提案に従う形で寛大な処置をおこなうとの返答がなされたと述べている。また、移民帰化局はギャレットに対し、ウェットバック作戦の実施に当たっては可能な限り家族を引き離さないように努力したとも返答した。ただ、当時有効であった1952年移民法には米国市民を家族に持つ非合法移民一般の送還猶予を定めた規定はなく、この問題の恒久的な解決には移民法の修正が必要になるとギャレットは結論付けた⁷³⁾。さらに、ギャレットはアリゾナ州司法長官ロス・F・ジョーンズ (Ross F. Jones) に協力を求める書簡を送っている。テキサス州当局は、他州での対策について情報を収集しようとも試みていた。また、同様の問題を抱える州からの協力を取り付けようとしていたのである⁷⁴⁾。

テキサス州政府が米国市民を家族に持つ非合法移民の送還への対応に積極的に動いた理由としては、メキシコに戻ることを余儀なくされた非合法移民労働者が一家の稼ぎ手となっている場合、残された家族が収入を絶たれて福祉の対象となることを避けたかったことがあげられる。ウェットバック作戦の開始に先立って1954年5月27日に開催された善隣友好委員会の会議では、親が送還されたために要扶養児童援助 (Aid to Dependent Children) の対象となる児童が州内で増加していることが議題となった。州公共福祉省からは、州の最南東端でリオ・グランデ川の河口部に位置するキャメロン郡では34世帯が、その西隣のイダルゴ郡では94世帯がこのような理由により公的扶助を受けていると報告されている⁷⁵⁾。エル・パソ郡では15世帯が同じ理由で扶助を受けていた⁷⁶⁾。このような状況は、ウェットバック作戦の開始によってさらに深刻化したと考えられる。

また、州内の民間団体や一般市民からもテキサス州政府やテキサス州選出の連邦議会議員に対して非合法移民の家族の送還問題への対応を求める要望がなされていた⁷⁷⁾。なかでも、テキサス州南部およびメキシコ北東部で貧困層や被災者への支援をおこなっていた慈善団体の「国境救援奉仕団 (Border Volunteer Relief)」は、送還された非合法移民が米国側に残した家族の生活状況を調査したうえで、そのような家族への具体的な援助策を提案していた。1954年12月、同団体の代表フランク・エリス・フェリー (Frank Ellis Ferree) はシヴァース知事宛ての書簡で、メキシコ人非合法移民の親は「メキシコに戻れば仕事もなく、食事や住処もない状況が待っている」ことを知っているため、米国生まれの子どもを親戚や友人に預けて米国を出ていくと指摘し、「おそらく1,000人ほ

どの米国生まれの子どもがテキサスのリオ・グランデ川流域地帯に残されていると思われる」と述べている。フェリーは、父親が送還されたために収入を絶たれたうえ、他に頼る者も持たない母子家庭がとくに深刻な状況に置かれていると訴えた。このような家庭に「人道的援助の手を差し伸べる」方策として、まず食糧を支給するよう提案した。興味深いことに、これを実施すべき場所としてあげられていたのは、タマウリパス州のマタモロス、レイノサおよびヌエボ・ラレドと、いずれもメキシコ側の国境都市であった。この提案は、メキシコ国内で食糧が得られることを確信した親は子をメキシコに呼び寄せ、家族の再結合が実現するであろうとの見通しに基づくものであった。送還されたメキシコ人非合法移民の親が米国に再入国できる保証はなかったため、家族の再結合を実現するためには米国籍を持つ子どもをメキシコにいったん送り出す方が好ましいと見なしていたのである⁷⁸⁾。

家族の再結合を重視する立場からフェリーはこのような提案をしたのであろうが、非合法移民の送還そのものをどのように捉えていたのかは、残された史料からは判断しがたい。また、米国内で生まれ育ったメキシコ系アメリカ人の子どもをメキシコに送り出すことの弊害についても認識していなかったようである。ここでフェリーがあくまで問題視していたのは、米国内に残された子どもとメキシコに送還された親が離別することであった。

送還の対象とされたメキシコ人労働者の再雇用を求める陳情がテキサス州政府や州内の政治家に寄せられていたことも、善隣友好委員会が非合法移民の送還猶予と再入国許可を移民帰化局に要求した理由であった。一例をあげれば、1955年5月、オースティン近郊で牧場を経営するC・D・クローリー (C. D. Crawley) 夫妻からの陳情を受けて、テキサス州議会下院議員のW・R・チェンバース (W. R. Chambers) は以下の要請を善隣友好委員会におこなっている。夫妻の牧場で働いていたメキシコ人ウルバノ・ラミレス・サンチェス (Urbano Ramírez Sánchez) が送還される可能性があるが、ラミレス・サンチェスは勤勉な労働者であり、彼と妻のあいだには米国内生まれの子どもが2人いるので滞在資格が認められるように取りはからってほしいというのが、その要請の内容であった⁷⁹⁾。

チェンバースの要請を受けて、ギャレットは移民帰化局サン・アントニオ支局長のウォルター・A・サーリー (Walter A. Sahli) に対し、ラミレス・サンチェス一家の米国内での滞在資格について照会している⁸⁰⁾。それに対する返答は、ラミレス・サンチェスとその妻およびメキシコ国籍の子ども1人は移民帰化局の係員によって同年4月に尋問を受

けており、送還される可能性があるというものであった。ただ、サーリーは、ラミレス・サンチェス一家には米国生まれの子どもがいるので、移民ビザを取得し滞在資格を正規化する手続きをおこなうための猶予期間が与えられると述べ、ただちに送還される予定はないとも返答している。また、1955年7月6日までに必要な手続きを済ませてメキシコに自発的に出国すれば、正規に再入国できる可能性があると一家に伝えたとも述べられている⁸¹⁾。ラミレス・サンチェス一家はヌエボ・レオン州モンテレイに戻り、同地の米国領事館でビザを取得しようとした。クローリー夫妻は一家の米国への受け入れに当たってスポンサーとなることを確約しビザ取得手続きを手伝っていたが、必要な書類が整うまでには時間がかかったようである⁸²⁾。一連の経過はクローリー夫妻から善隣友好委員会に伝えられており、同委員会はモンテレイの米国領事館にビザ取得手続きの進捗状況について照会していた。ただ、善隣友好委員会および移民帰化局に残された記録からは、ラミレス・サンチェス一家が米国に再入国できたか否かは明らかではない⁸³⁾。米国市民を家族に持つ非合法移民に対する再入国に当たっての優先措置については、移民帰化局を管轄する司法省も、ビザの発給を担当する国務省も特別の施策を実施しておらず、ウェットバック作戦の実施に伴って新しい方針が導入されたわけでもなかった⁸⁴⁾。

この事例は、ウェットバック作戦の展開過程での米国連邦政府とテキサス州政府の折衝の実態を示しているとともに、1950年代前半のメキシコ人労働者とかれらの雇用主の関係を考察するうえでも重要な示唆を与えるものである。まず、メキシコ人労働者の雇用主のなかには、特定の労働者を継続して雇用することを望む者もいたということが窺える。また、このような雇用主はメキシコ人労働者とのあいだに個人的な紐帯を保ち、当該の労働者が非合法移民であった場合は、その法的地位を合法化して米国内に留まり続けられるように援助することもあった。メキシコ人労働者と雇用主の関係は労働者の技能ないし勤務態度への雇用主の評価とも関係して、緊密なものにもなりえたといえる。次節で述べるように、一部のメキシコ人労働者とその雇用主の関係の緊密性は、1950年代半ば以降のブラセロ・プログラムの運用にも反映されていったと考えられる。

4 1954年協定の成立とブラセロ・プログラムの拡大

ウェットバック作戦の開始に先立って1954年3月に締結された二国間協定は、ブラセロの導入要件を農場経営者の意向を受けた形で緩和するものであった。まず、同協定ではカリフォルニア州カレキシコに隣接する国境都市メヒカリでのブラセロの募集が認め

られた。また、テキサスとの境に比較的近いチワワとモンテレイにもブラセロの募集拠点が設置され、ブラセロの移動にかかる費用と時間が大幅に軽減された⁸⁵⁾。

同年7月にはブラセロの最短の雇用期間が4週間に短縮された⁸⁶⁾。これは農繁期の限られた期間のみの雇用を求める声に応えたものであった。他方で、特定の労働者の継続的な雇用を望む農場主の意向を反映した制度も導入された。1954年より、I-100という労働ビザと身分証明書を兼ねた書類を持つメキシコ人がブラセロとして優先的に雇われるようになった。雇用主は特定のI-100所持者を指名することができ、ブラセロがこれを取得するためには雇用主から移民帰化局への推薦が必要であった。この書類を取得し、繰り返し雇われるブラセロには、高度な技能を持つ労働者も多く含まれていたのである⁸⁷⁾。

1954年夏のウェットバック作戦と、その前後の一連のメキシコ人非合法移民の大規模な摘発によって、同年の非合法移民の摘発件数は全米で100万件以上となった⁸⁸⁾。この実績は移民帰化局によって大いに宣伝され、国境警備隊の予算と人員は拡充された。1953年と54年の隊員数は1,079名であったが、1955年には1,479名に増員され、その後も増加していった⁸⁹⁾。ウェットバック作戦が非合法移民の減少を達成したと見なされたため、米国連邦議会では非合法移民の雇用主への罰則を定めた法律の制定は不要との意見が強まった⁹⁰⁾。1950年代後半以降、雇用主罰則の法制化は長らく試みられることはなく、非合法移民対策はもっぱら国境警備と摘発を中心としたものとなった。雇用主罰則がふたたび議会でさかんに論じられるようになるのは1970年代のことである。

ウェットバック作戦の最中から、テキサス州南部でのブラセロの雇用は急増した。移民帰化局の内部文書によれば、1953年の7月から12月までのリオ・グランデ川下流域でのブラセロの雇用数は700人以下に過ぎなかったが、翌54年には7月だけでも4万6935人が雇われていた。また、1953年にリオ・グランデ川流域地帯の綿花農場で働いていたアメリカ人は1万9780人であったが、テキサス州雇用局の推計では1954年の夏には約3万5000人のアメリカ人労働者が綿花収穫に携わっていた。摘発と送還の結果、非合法移民に代わってブラセロやアメリカ人労働者が雇用されるようになったと評価されている⁹¹⁾。

一方、ブラセロ・プログラムは1954年以降毎年その規模を拡大させていった。同年に入国したブラセロの数は30万9033人であったが、翌1955年にはブラセロの入国数は39万8650人に増加した。1956年にはブラセロの雇用はピークに達し、44万を超えた。その後1959年までブラセロの数は40万を下回ることはなかったのである。1959年には24の州でブラセロが雇用されていたが、その94パーセントはテキサス、カリフォルニア、

アリゾナ、ニューメキシコとアーカンソーに集中していた。その中で最多数のブラセロを受け入れていたのはテキサスであった。同年には全米で雇用されていたブラセロのおよそ45%に当たる約20万人が同州に集中し、おもに綿花農場で就労していた⁹²⁾。1950年代中葉以降のブラセロ・プログラムは、テキサスの農場にメキシコ人短期移民労働者を安定的に供給することを重要な目的の一つとして実施されるようになったのである。

表1 メキシコから米国への入国者数 (1942-64年)

	ブラセロ協定 による入国者	その他の 合法入国者	非合法入国者 (逮捕者数)		ブラセロ協定 による入国者	その他の 合法入国者	非合法入国者 (逮捕者数)
1942	4,203	2,182	5,100	1954	309,033	37,456	1,075,168
1943	52,098	3,985	8,189	1955	398,650	50,772	242,608
1944	62,170	6,399	26,689	1956	445,197	65,047	72,422
1945	49,454	6,455	63,602	1957	436,049	49,154	44,451
1946	32,043	6,805	91,456	1958	432,857	26,712	37,242
1947	19,632*	7,775	182,986	1959	437,643	23,061	30,196
1948	35,345*	8,730	179,385	1960	315,846	32,084	29,651
1949	107,000*	7,977	278,538	1961	291,420	41,632	29,817
1950	67,500*	6,841	485,215	1962	194,978	55,291	30,272
1951	192,000	6,372	500,000	1963	186,865	55,253	39,124
1952	197,000	9,600	543,538	1964	177,736	32,967	43,844
1953	201,380	18,454	865,318				

出典：Patricia Morales, *Indocumentados mexicanos. Causas y razones de la migración laboral*. Segunda Edición (México, DF: Editorial Grijalbo, 1989), 226, Cuadro xxv.

*1947年から50年までのブラセロ協定による入国者の数値は、米国で摘発された後に改めて正規の契約を結んだ労働者の数を含んでいない。実際には1947年から49年までの3年間に約14万2000人が合法化の対象とされた(Craig, *The Bracero Program*, 67)。

5 おわりに

本稿は、1940年代末から50年代前半のテキサスにおけるブラセロ・プログラムの展開について、非合法移民対策との関連に焦点を当てて分析し、以下の点を明らかにした。

第一の結論として、非合法移民の雇用が常態化していたテキサスでのブラセロの雇用の定着を目指した施策が、いかに戦後のブラセロ・プログラムの特徴を規定していたのかという問題については、つぎのように答えることができる。1949年以降の米墨両国政府によるブラセロ・プログラムの策定と運用は、テキサスでのブラセロ雇用の定着と拡大を主要な目的としたものであった。第2節で述べたように、雇用条件の柔軟化によってブラセロや合法化された労働者の雇用を促すとともに、新たに非合法移民を雇うことを控えるよう農場経営者に促すという方針は、テキサスの農場経営者の同プログラムへ

の参加を促すために開始されたといえる。さらに、1950年代前半に非合法移民の雇用状況がとりわけ深刻視されていたテキサスで試みられた施策は、1950年代中葉には非合法移民問題が全国化する過程で全米に適用されるようになり、1954年の協定では国境付近でのブラセロ募集、最短雇用期間の短縮、特定のブラセロの継続雇用などが制度化された。その結果として、ブラセロ・プログラムは1950年代の後半に安定して継続されるようになったのである。

第二の結論として、テキサスのブラセロ・プログラムへの組み込みはブラセロの雇用条件の柔軟化のみによって実現したのではなく、同州の地域社会に大きな影響を与えた1950年代中葉の非合法移民の摘発強化によるものでもあったと指摘できる。ウェットバック作戦は、それまで農場主の利害を考慮して非合法移民の取締りがしばしば緩められることがあったテキサスでも実施された。これによって初めて非合法移民の減少が実現するとともに、同州の農場経営者がブラセロ・プログラムに参加するインセンティブが高まった。その結果として、ブラセロ雇用の拡大と非合法移民の摘発強化を両輪とする、メキシコから米国の労働者の移動に対する米墨両国合同の政策枠組みにテキサスは完全に組み込まれるとともに、同州でブラセロの労働力への需要が持続している限り、ブラセロ・プログラムは安定して継続されるようになった。もっとも、1960年代前半の綿花収穫の機械化によってテキサスの綿花農場での労働力需要が低下しブラセロの雇用数が減少すると、同プログラムを継続する意義そのものが一転して疑われることになったのである⁹³⁾。

最後に、ウェットバック作戦はテキサスにおいて非合法移民の存在を可視化させるとともに、かれらの地域社会への包摂に向けた取り組みを促したということを指摘しておきたい。基本的には非合法移民はメキシコに戻されるべき存在として扱われていたのは確かである。しかし、第3節で明らかになったように、米国市民の家族を持ち、テキサス州内で雇用されている者については送還の猶予や、滞在・就労資格の正規化への配慮を求める動きも見られた。また、そのような要望を受けてテキサス州政府は移民帰化局に代表される米国連邦政府とのあいだで非合法移民の送還問題についての協議を実施していた。この事例は、メキシカンの集住地域を抱える州や自治体は1950年代中葉の非合法移民の大規模な摘発と送還にいかに対応していたのかという、米国の移民史およびエスニック・ヒストリー研究でもいまだに明らかにされていない問題について考える手掛かりとして重要なものだといえる。また、就労状況や家族構成を判断基準として非合法移民を区分し、米国社会において生活基盤を確立しており、労働市場でも有用と見なさ

れた者に対して選択的に合法的な滞在資格を付与する方針は、現在の米国の移民政策にも受け継がれている。ウェットバック作戦に対するテキサスでの反応について分析することは、非合法移民の包摂・合法化と排除・送還という、今日の米国でも関心を集めている問題を歴史的な文脈を踏まえて捉え直すうえでも意義深いものだといえる⁹⁴⁾。

注

- 1) 「ブラセロ (bracero)」とはスペイン語の「腕 (brazo)」に由来する単語で、「働き手」、「労働者」という原意から転じて、米国に出稼ぎに向かうメキシコ人を指す一般的呼称として使用される。本稿では、米墨間の二国間協定で定められた正規の契約によって入国した労働者を指す用語としてこの語を使用する。また、短期移民労働者 (temporary worker) という語は、定住を前提とした「移民 (immigrant)」とは異なる移民法上の資格によって米国内に入国し就労する外国人労働者の総称として用いる。
- 2) ブラセロ・プログラムの通史としては以下の文献がもっとも詳しい。Richard B. Craig, *The Bracero Program: Interest Groups and Foreign Policy* (Austin: University of Texas Press, 1971). 近年の研究としては以下を参照。Paul López, ed. *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration* (Dubuque, IA: Kendall Hunt, 2010); Deborah Cohen, *Braceros: Migrant Citizens and Transnational Subjects in the Postwar United States and Mexico* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011); Don Mitchell, *They Saved the Crops: Labor, Landscape, and the Struggle over Industrial Farming in Bracero-Era California* (Athens, GA: University of Georgia Press, 2012). メキシコ人鉄道労働者については以下を参照。Barbara A. Driscoll, *The Tracks North: The Railroad Bracero Program of World War II* (Austin: University of Texas Press, 1999). 西インド諸島からの労働者については以下を参照。Cindy Hahamovitch, *No Man's Land: Jamaican Guestworkers in America and the Global History of Deportable Labor* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2011).
- 3) 戸田山祐「『エル・パソ事件』と戦後期ブラセロ・プログラムの成立—移民統制をめぐる1940年代後半の米墨政府間交渉を中心に」『アメリカ太平洋研究』第8号(2008年), 139-50頁。
- 4) Kitty Calavita, *Inside the State: The Bracero Program, Immigration, and the I. N. S.* (New York: Routledge, 1992); Kelly Lytle Hernández, *Migra! A History of the U.S. Border Patrol* (Berkeley: University of California Press, 2010).
- 5) 本稿では、メキシコに由来する出自を持ち、米国内に居住・滞在する者を滞在期間および国籍にかかわらず総称する用語として「メキシカン (Mexican)」または「メキシコ系」を使用する。このような総称を用いる理由としては、本研究が対象とする時期の史料においては、メキシコに由来する出自を持つ者はしばしば英語では「メキシカン」、スペイン語では「メヒカノ (mexicano)」などとまとめて呼ばれており、国籍を区別することがかなら

ずしも容易ではないことがある。「メキシカン」の中で米国籍を持つことが史料上明らかな者は「メキシコ系アメリカ人」、メキシコ国籍を持つ者は「メキシコ人」とする。

- 6) 戸田山「『エル・パソ事件』と戦後期ブラセロ・プログラムの成立」を参照。
- 7) その初期の例として以下を参照。Otey M. Scruggs, "Texas, Good Neighbor?" *Southwestern Social Science Quarterly*, 43, no. 2 (September 1962): 118-25; Otey M. Scruggs, "Texas and the Bracero Program, 1942-1947," *Pacific Historical Review*, 32, no.1 (February 1963): 251-64.
- 8) Thomas A. Guglielmo, "Fighting for Caucasian Rights: Mexicans, Mexican Americans, and the Transnational Struggle for Civil Rights in World War II Texas," *Journal of American History*, 92, no. 4 (March 2006): 1212-37; Emilio Zamora, *Claiming Rights and Righting Wrongs in Texas: Mexican Workers and Job Politics during World War II* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2009); Mathew Gritter, *Mexican Inclusion: The Origins of Anti-Discrimination Policy in Texas and the Southwest* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2012).
- 9) Robert S. Robinson, "Creating Foreign Policy Locally: Migratory Labor and the Texas Border, 1943-1952" (PhD. dissertation, Ohio State University, 2007); Timothy J. Henderson, "Bracero Blacklists: Mexican Migration and the Unraveling of the Good Neighbor Policy," *The Latin Americanist*, 55, no.4 (December 2011): 199-217; 戸田山祐「『メキシカン』の権利保障と短期移民労働者をめぐる政治 — 1940-50年代テキサスの事例を中心に」『アメリカ史研究』第37号(2014年), 79-99頁。
- 10) Juan Ramon García, *Operation Wetback: The Mass Deportation of Mexican Undocumented Workers in 1954* (Westport, CT: Greenwood Press, 1980); Calavita, *Inside the State*; Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2004); Hernández, *Migra!* メキシコ人非合法移民を指す語には英語の「ウェットバック (wetback)」, スペイン語の「モハド (mojado)」などがあるが、現在では蔑称ないし俗称と見なされるため、他文献からの引用箇所および「ウェットバック作戦」という固有名詞の一部としてのみ使用する。
- 11) たとえば以下の研究では、ウェットバック作戦はメキシコ系アメリカ人に対し、みずからの市民的自由と米国内に居住・滞在するメキシコ人の法的・政治的な地位が密接に関連していることを認識させ、両者の連帯の契機をもたらしたと論じられている。David G. Gutiérrez, *Walls and Mirrors: Mexican Americans, Mexican Immigrants, and the Politics of Ethnicity* (Berkeley: University of California Press, 1995), chap.5. 一方、以下ではメキシコ系アメリカ人によるメキシコ人入国者への排斥に焦点が当てられている。Michalle Hall Kells, *Héctor P. García: Everyday Rhetoric and Mexican American Civil Rights* (Carbondale, IL: Southern Illinois University Press, 2006).
- 12) EAS 278, *United States Statutes at Large*, 77th Cong., 2nd Session, 1942, vol. 56, part 2 (Washington, DC: G.P.O., 1943): 1759-69.

- 13) Greg Schell, "Farmworker Exceptionalism under the Law: How the Legal System Contributes to Farmworker Poverty and Powerlessness," in *The Human Cost of Food: Farmworkers' Lives, Labor, and Advocacy*, ed. Charles D. Thompson, Jr., and Melinda F. Wiggins (Austin: University of Texas Press, 2002), 139-66.
- 14) 戸田山 「『メキシカン』の権利保障と短期移民労働者をめぐる政治」, 81-82 頁。
- 15) 前掲, 82 頁。
- 16) Embassy of the United States in Mexico to the Secretary of State, August 10, 1943, box 314, RG 166, National Archives and Records Administration, College Park, Maryland (hereafter cited as NA).
- 17) 1940 年の国勢調査によれば, テキサスの人口は約 641 万人, そのうちメキシカンを中心とした「ヒスパニック」人口は約 74 万人(約 11.5 パーセント)と推計されている。"Texas - Race and Hispanic Origin: 1850 to 1990," in Campbell Gibson and Kay Jung, *Historical Census Statistics on Population by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic Origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States* (Washington, DC: U.S. Census Bureau, 2002), Table 58. 1950 年のテキサスの「スペイン語姓 (Spanish-surnamed)」人口は約 103 万人であった。Marc Simon Rodríguez, *The Tejano Diaspora: Mexican American and Ethnic Politics in Texas and Wisconsin* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 2011), 15.
- 18) 「アングロ (Anglo)」とは, 本来はアングロ=サクソン系の英語話者を指す語だが, テキサスでは他のヨーロッパ系も 1940 年代から 50 年代までにその範疇に含められるようになった。Marian Jean Barber, "How the Irish, Germans, and Czechs Became Anglo: Race and Identity in the Texas-Mexico Borderlands" (PhD. dissertation, University of Texas, 2010). 本稿ではメキシカン以外の「白人」の総称としてこの語を使用する。
- 19) Memorandum by the Mexican Embassy, Washington, D.C., July 23, 1943, box 76, RG 84, NA.
- 20) 戸田山 「『メキシカン』の権利保障と短期移民労働者をめぐる政治」, 82-85 頁。
- 21) 戸田山 「『エル・パソ事件』と戦後期ブラセロ・プログラムの成立」, 143-49 頁。
- 22) Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 20, 1949, 811.504 Mexico/10-2049, RG 59, NA.
- 23) Walter Thurston to the Secretary of State, August 24, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, RG 59, NA; Paul J. Reveley to Robert C. Goodwin, August 26, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, RG 59, NA; United States Embassy in Mexico, D.F., to Dean Acheson, August 26, 1949, 811.504 Mexico/8-2349, RG 59, NA.
- 24) "Mexican Migrant Labor in the United States: Historical Notes on the Bracero Program," December 1950, 129, 811.06-M/1219-51, RG 59, NA.
- 25) Acuerdo sobre la contratación de trabajadores agrícolas mexicanos. Celebrado por canje de notas fechadas en la Ciudad de México, el 1 de agosto de 1949, *Tratados ratificados y convenios ejecutivos celebrados por México*, Tomo 11, 1948 Segunda Parte-1949 (México,

- DF: Secretaría de Relaciones Exteriores, 1972): 305-24.
- 26) Robert E. Wilson to Paul J. Reveley, October 20, 1949.
 - 27) Dean Acheson to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 12, 1949, 811.504 Mexico/10-1249, RG 59, NA.
 - 28) Manuel Tello to Walter Thurston, October 14, 1949, 811.504 Mexico/11-149, RG 59, NA.
 - 29) Walter Thurston to the Secretary of State, October 17, 1949, 811.504 Mexico/10-1749, RG 59, NA.
 - 30) Walter Thurston to the Secretary of State, October 27, 1949, 811.504 Mexico/10-2749, RG 59, NA; Dean Acheson to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 28, 1949, 811.504 Mexico/10-2749, RG 59, NA.
 - 31) Louis F. Blanchard to the Department of State, May 4, 1950, 811.06M/5-450, RG 59, NA; Louis F. Blanchard to the Department of State, May 10, 1950, 811.06M/5-1050, RG 59, NA.
 - 32) Thomas C. Mann to Edward G. Miller, May 25, 1950, 811.06M/5-2550, RG 59, NA.
 - 33) Carl Strom to R. R. Rubottom, Jr., May 18, 1950, 811.06 (M) /5-1850, RG 59, NA.
 - 34) W. F. Kelly to Thomas C. Mann, June 23, 1950, 811.06M/6-2350, RG 59, NA.
 - 35) Memorandum by Edward S. Benet, July 26, 1950, 811.06 (M) /7-2650, RG 59, NA.
 - 36) Edward S. Benet to the Department of State, August 2, 1950, 811.06 (M) /8-250, RG 59, NA.
 - 37) Edward S. Benet to the Department of State, August 9, 1950, 811.06 (M) /8-950, RG 59, NA.
 - 38) Edward S. Benet to the Department of State, August 15, 1950, 811.06 (M) /8-950, RG 59, NA.
 - 39) W.F. Kelly to district directors at El Paso, Texas; San Antonio, Texas; Los Angeles, California, and Miami, Florida, August 25, 1950, 811.06 (M) /8-3150, RG 59, NA; William Kane to the Department of State, August 31, 1950, 811.06 (M) /8-3150, RG 59, NA.
 - 40) Department of State to the U.S. Embassy in Mexico, D.F., October 4, 1950, 811.06 (M) /10-250, RG 59, NA.
 - 41) James E. Webb to Maurice J. Tobin, October 6, 1950, 811.06 (M) /10-650, RG 59, NA.
 - 42) "Mexican Farm Labor," *Congressional Quarterly Almanac 1951*, vol. 7 (Washington, DC: Congressional Quarterly, 1951): 95-98, 104-6.
 - 43) William O'Dwyer to the Secretary of State, July 11, 1952, 811.06 (M) /7-1052, RG 59, NA.
 - 44) William O'Dwyer to the Secretary of State, July 24, 1952, 811.06 (M) /7-2452, RG 59, NA.
 - 45) Hernández, *Migra!*, 182-84.
 - 46) Ibid., 184-86; García, *Operation Wetback*, 183-85.
 - 47) Memorandum by the Mexican Embassy in the United States, October 10, 1949, 811.504 Mexico/10-1049, RG 59, NA.

- 48) U.S. Congress, House, Committee on Agriculture. *Hearings before the Subcommittee on Equipment, Supplies, and Manpower of the Committee on Agriculture on H. R. 3822*, 84th Cong., 1st Session, March 16, 17, 21, and 22, 1955, 210-27. 公聴会では、ブラムは非法移民の摘発と国境警備の強化に賛成する立場を明確に示している。ここで強調されたのは、短期間に多数の送還者や帰国者が国境地帯に集中することで発生する危機を回避するためには、日頃から国境警備を厳格に実施し非法移民を抑制する必要があるとの見解であった。
- 49) García, *Operation Wetback*, 206.
- 50) *Ibid.*, 212.
- 51) Clarence J. LaRoche, "Roundup Nabs 5,000 Wetbacks," *San Antonio Express*, July 15, 1954, 1A-2A.
- 52) García, *Operation Wetback*, 212, 228.
- 53) García, *Operation Wetback*, 208-9.
- 54) Frank G. Ragsdale, "Plan Might Begin to Make Sense," *Brownsville Herald*, June 24, 1-2; *San Antonio Express*, July 9, 1954, 8A.
- 55) Clarence J. LaRoche, "In South Texas," *San Antonio Express*, July 19, 1954, 4A; *San Antonio Express*, July 31, 1954, 1B.
- 56) *Brownsville Herald*, July 5, 1954, 4.
- 57) Tomme Call, "Operation Wetback: Make It Stick!" *San Antonio Express*, August 1, 1954, 3A.
- 58) Clarence J. LaRoche, "Illegal Wetbacks Live in Wretched Conditions," *San Antonio Express*, July 29, 1954, 1A, 4A.
- 59) Clarence J. LaRoche, "Colonial Economy at Stake in Big Alien 'Roundup,'" *San Antonio Express*, July 28, 1954, 1A-2A.
- 60) Joe B. Finley, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.
- 61) 以下の投書も同様の意見を述べている。Kenneth G. Thompson, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 6, 1954, 5A. 取締りに反対する雇用主の論理については以下に詳しい。Hernández, *Migra!*, chap. 7.
- 62) GI フォーラムは、1948年にテキサス州コーパス・クリスティで結成されたメキシコ系アメリカ人退役軍人のための援助組織であり、現在まで存続している。その歴史については以下を参照。Kells, *Héctor P. García*; Carl Allsup, *The American G.I. Forum: Origins and Evolution* (Austin: Center for Mexican American Studies, The University of Texas, 1982); Steven Rosales, "Fighting the Peace at Home: Mexican American Veterans and the 1944 GI Bill of Rights," *Pacific Historical Review*, 80, no. 4 (November 2011): 597-627.
- 63) Rodríguez, *Tejano Diaspora*, 3-8.
- 64) Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 163-68. 一方、戦前からメキシコ系を中心としたラテンアメリカ系の組織化にかかわってきた左派の労働運動指導者によって1949年に設立されたメ

キシカン・アメリカン全国協会 (Asociación Nacional México-Americana) は、メキシコ系アメリカ人と在米メキシコ人をともに組織化し、非合法移民の摘発と送還にも反対していたが、共産主義者の組織と見なされて弾圧を受け、ウェットバック作戦が開始されるころには衰退していた。Mario T. García, *Mexican Americans: Leadership, Ideology, and Identity, 1930-1960* (New Haven: Yale University Press, 1989), chap.8.

- 65) American GI Forum of Texas, *What Price Wetbacks?* (Austin: American GI Forum of Texas, and Texas Federation of Labor, n.d., ca. 1953).
- 66) Gerald Saldana, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.
- 67) Salvador Medrano, letter to the editor, *San Antonio Express*, August 5, 1954, 2A.
- 68) 『サン・アントニオ・エクスプレス』は、テキサス南部の雇用や賃金の状況についてしばしば報道していた。一例として以下の記事を参照。同記事はテキサス州雇用局の推計に基づき、1953年にテキサス南部を離れ、より高い収入が得られる他州へ向かった農業労働者は約5万4000人に達すると述べている。Clarence J. LaRoche, "Farmers in Valley Don't Pay Enough, Contractor Claims," *San Antonio Express*, July 30, 1954, 1A, 5A.
- 69) Gutiérrez, *Walls and Mirrors*, 164-66; Thomas H. Kreneck, *Mexican American Odyssey: Felix Tijerina, Entrepreneur and Civic Leader, 1905-1965* (College Station, TX: Texas A & M University Press, 2001), 155-58.
- 70) Glenn E. Garrett to John W. Holland, August 27, 1954; Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, April 6, 1955; Glenn E. Garrett to Walter A. Sahli, May 2, 1955, box 1989/059-1, Good Neighbor Commission Records, Texas State Archives, Austin, Texas (hereafter cited as GNCR).
- 71) Neville G. Penrose to Glenn E. Garrett, August 26, 1954, box 1989/059-1, GNCR.
- 72) Memorandum by the Department of State, October 19, 1949, 811.504 Mexico/10-1049, RG 59, NA.
- 73) Glenn E. Garrett to Neville Penrose, November 30, 1954, box 1989/059-1, GNCR. 当時、送還措置の停止を可能にする法律が実際には存在していた。1948年7月1日に成立した公法863号は、過去5年間の素行が良好であるが、移民法の規定に違反して送還の対象となりうる外国人に対し、司法長官の判断で送還措置を停止することができるかと規定していた。その条件は、当該の外国人に米国民ないし合法的な滞在資格を持つ外国人の配偶者、親ないし未成年の子どもがおり、送還によってこれらの家族が深刻な経済的打撃を受ける場合であった。ただし、同法は司法長官が送還を停止するためには連邦議会両院への通告と、両院の決議による同意が必要と定めていた。Public Law 863, 62 Stat. 783 (1948). 1952年移民法では司法長官が送還を停止する際の権限が拡大され、連邦議会上下両院のいずれかへの通告後、議会が次の会期の終了までに反対決議をおこなわなかった場合には司法長官は送還停止措置を実施できるようになった。もっとも、このような手続きは相当の時間と手間を要し、短期間に大規模な摘発と送還が実施されたウェットバック作戦への対応には適さないものであったと考えられる。Public Law 414, 66 Stat. 163 (1952), § 244.

- 74) Glenn E. Garrett to Ross F. Jones, November 5, 1954, box 1989/059-1, GNCR.
- 75) Herbert C. Wilson to Glenn E. Garrett, June 28, 1954, box 1989/059-1, GNCR.
- 76) Glenn E. Garrett to Albert Armendariz, July 9, 1954, box 1989/059-1, GNCR.
- 77) Mrs. Clayton Pritchard to Joe M. Kilgore, February 11, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 78) F. Ferree to Allan D. Shivers, December 15, 1954, box 1989/059-1, GNCR; Maurice Acers to F. Ferree, December 20, 1954, box 1989/059-1, GNCR. フェリーは1894年にネブラスカで生まれ、1930年代末にテキサス州南東部のハーリングンに移住した。同地でフェリーは貧困層を対象にした慈善活動を開始し、米墨両国の有志の支援を得て、レイノサとマタモロスに援助物資の配送拠点や診療所を設立した。Suzanne Winckler, "FERREE, FRANK ELLIS," *Handbook of Texas Online* (<https://tshaonline.org/handbook/online/articles/ffe14>), accessed July 20, 2015. Uploaded on June 12, 2010. Published by the Texas State Historical Association.
- 79) Letter from W. R. Chambers, May 7, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 80) Glenn E. Garrett to Walter A. Sahli, May 2, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 81) Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, May 9, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 82) Urbano Ramírez Sánchez to C. D. Crawley, July 10, 1955, box 1989/059-1, GNCR; C. D. Crawley to Urbano Ramírez Sánchez, July 15, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 83) Glenn E. Garrett to Theodore J. Hohenthal, July 14, 1955, box 1989/059-1, GNCR; Delano McKelvey to Glenn E. Garrett, July 20, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 84) Walter A. Sahli to Glenn E. Garrett, April 6, 1955, box 1989/059-1, GNCR.
- 85) TIAS 2932, *United States Treaties and Other International Agreements*, vol. 5, part 1, 1954 (Washington, DC: G.P.O., 1955): 379-415. メキシコ国内の他の募集拠点は、グアナフアト州イラプアト、ハリスコ州グアダハラ、ドゥランゴ州ドゥランゴであった。
- 86) TIAS 3043, *United States Treaties and Other International Agreements*, vol. 5, part 2, 1954 (Washington, DC: G.P.O., 1956): 1668-76.
- 87) Calavita, *Inside the State*, 87-95.
- 88) 1954年のメキシコ人非合法入国者の逮捕者数はのべ107万5168人となっているが、これは同年のすべての摘発件数の総計である。ただ、1954年の摘発件数は移民帰化局によって大幅に誇張されている可能性も指摘されている。García, *Operation Wetback*, 227-32.
- 89) *Ibid.*, 117.
- 90) *Ibid.*, chap. 5.
- 91) Report of Mexican Labor Situation as Result of Immigration Service Wetback Cleanout, n.d., file no.56321/448e, accession no. 85-58A734, central classified files, bracero program general file, entry 9, RG 85, National Archives and Records Administration, Washington, DC.
- 92) Craig, *The Bracero Program*, 130-31. 1958年10月には、綿花農場はブラセロ全体の3分の2を雇用していた。United States Department of Agriculture, *Farm Labor Fact Book*

(Washington, DC: G.P.O., 1959; reprint, Westport, CT: Greenwood Press, 1969), 176. 約15万人とテキサスに次いで多数のブラセロを雇用していたカリフォルニアでは、野菜農園や果樹園がおもな就労先であった。State of California, Department of Employment. *Mexican Nationals in California Agriculture, 1942-1959* (Sacramento: State of California, 1959), 5-7.

93) Craig, *The Bracero Program*, 180-82.

94) たとえば1986年移民法には米国内で一定期間就業する非合法移民に正規の滞在・就労資格を付与する規定が盛り込まれ、メキシコ人が大多数を占める約300万人が合法化の対象となった。Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 371-73. 近年の米国での合法化をめぐる議論および政策の動向については以下を参照。賀川真理『カリフォルニア政治とラティーノ — 公正な市民生活を求めるための闘い』(晃洋書房, 2011年), 第3章。

参考文献

定期刊行物

Brownsville Herald.

Congressional Quarterly Almanac.

San Antonio Express.

法令・条約集

Tratados ratificados y convenios ejecutivos celebrados por México.

United States Statutes at Large.

United States Treaties and Other International Agreements.

未公刊史料

Record Group 166 (U.S. Department of Agriculture), National Archives and Records Administration (College Park, Maryland).

Record Group 59 (U.S. Department of State), National Archives and Records Administration (College Park, Maryland).

Record Group 84 (U.S. Department of State), National Archives and Records Administration (College Park, Maryland).

Record Group 85 (U.S. Department of Justice), National Archives and Records Administration (Washington, District of Columbia).

Texas Good Neighbor Commission Records, Texas State Archives (Austin, Texas).

書籍・論文・公刊史料

Allsup, C. (1982) *The American G.I. Forum: Origins and Evolution*. Austin: Center for

- Mexican American Studies, The University of Texas.
- American GI Forum of Texas. (n.d., ca. 1953) *What Price Wetbacks?* Austin: American GI Forum of Texas, and Texas Federation of Labor.
- Barber, M. J. (2010) "How the Irish, Germans, and Czechs Became Anglo: Race and Identity in the Texas-Mexico Borderlands," Ph.D. Dissertation, University of Texas.
- Calavita, K. (1992) *Inside the State: The Bracero Program, Immigration, and the I. N. S.* New York: Routledge.
- Cohen, D. (2011) *Braceros: Migrant Citizens and Transnational Subjects in the Postwar United States and Mexico.* Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press.
- Craig, R. B. (1971) *The Bracero Program; Interest Groups and Foreign Policy.* Austin: University of Texas Press.
- Department of Employment, State of California. (1959) *Mexican Nationals in California Agriculture, 1942-1959.* Sacramento: State of California.
- Driscoll, B. A. (1999) *The Tracks North: The Railroad Bracero Program of World War II.* Austin: University of Texas Press.
- García, J. R. (1980) *Operation Wetback: The Mass Deportation of Mexican Undocumented Workers in 1954.* Westport, CT: Greenwood Press.
- García, M. T. (1989) *Mexican Americans: Leadership, Ideology, and Identity, 1930-1960.* New Haven: Yale University Press.
- Gritter, M. (2012) *Mexican Inclusion: The Origins of Anti-Discrimination Policy in Texas and the Southwest.* College Station, TX: Texas A&M University Press.
- Guglielmo, T. A. (2006) "Fighting for Caucasian Rights: Mexicans, Mexican Americans, and the Transnational Struggle for Civil Rights in World War II Texas," *Journal of American History*, 92, no. 4, pp. 1212-37.
- Gutiérrez, D. G. (1995) *Walls and Mirrors: Mexican Americans, Mexican Immigrants, and the Politics of Ethnicity.* Berkeley: University of California Press.
- Hahamovitch, C. (2011) *No Man's Land: Jamaican Guestworkers in America and the Global History of Deportable Labor.* Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Henderson, T. J. (2011) "Bracero Blacklists: Mexican Migration and the Unraveling of the Good Neighbor Policy," *The Latin Americanist*, 55, no.4, pp.199-217.
- Hernández, K. L. (2010) *Migra! A History of the U.S. Border Patrol.* Berkeley: University of California Press.
- 賀川真理 (2011) 『カリフォルニア政治とラティーノ — 公正な市民生活を求めるための闘い』 晃洋書房。
- Kells, M. H. (2006) *Héctor P. García: Everyday Rhetoric and Mexican American Civil Rights.* Carbondale, IL: Southern Illinois University Press.
- Kreneck, T. H. (2001) *Mexican American Odyssey: Felix Tijerina, Entrepreneur and Civic*

- Leader, 1905-1965*. College Station, TX: Texas A & M University Press.
- López, P., ed. (2010) *¿Qué Fronteras? Mexican Braceros and a Re-examination of the Legacy of Migration*. Dubuque, IA: Kendall Hunt.
- Mitchell, D. (2012) *They Saved the Crops: Labor, Landscape, and the Struggle over Industrial Farming in Bracero-Era California*. Athens, GA: University of Georgia Press.
- Morales, P. (1989) *Indocumentados mexicanos. Causas y razones de la migración laboral*. Segunda Edición. México, DF: Editorial Grijalbo.
- Ngai, M. M. (2004) *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Robinson, R. S. (2007) "Creating Foreign Policy Locally: Migratory Labor and the Texas Border, 1943-1952," Ph.D. Dissertation, Ohio State University.
- Rodríguez, M. S. (2011) *The Tejano Diaspora : Mexican American and Ethnic Politics in Texas and Wisconsin*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press.
- Rosales, S. (2011) "Fighting the Peace at Home: Mexican American Veterans and the 1944 GI Bill of Rights," *Pacific Historical Review*, 80, no. 4, pp. 597-627.
- Schell, G. (2002) "Farmworker Exceptionalism under the Law: How the Legal System Contributes to Farmworker Poverty and Powerlessness." In *The Human Cost of Food: Farmworkers' Lives, Labor, and Advocacy*, edited by Charles D. Thompson, Jr., and Melinda F. Wiggins, pp. 139-66. Austin: University of Texas Press.
- Scruggs, O. M. (1962) "Texas, Good Neighbor?" *Southwestern Social Science Quarterly*, 43, no. 2, pp.118-25.
- . (1963) "Texas and the Bracero Program, 1942-1947," *Pacific Historical Review*, 32, no.1, pp. 251-64.
- 戸田山祐 (2008) 「『エル・パソ事件』と戦後期ブラセロ・プログラムの成立 — 移民統制をめぐる 1940 年代後半の米墨政府間交渉を中心に」『アメリカ太平洋研究』第 8 号, pp. 139-50。
- (2014) 「『メキシカン』の権利保障と短期移民労働者をめぐる政治 — 1940-50 年代テキサスの事例を中心に」『アメリカ史研究』第 37 号, pp. 79-99。
- United States Congress, House, Committee on Agriculture. (1955) *Hearings before the Subcommittee on Equipment, Supplies, and Manpower of the Committee on Agriculture on H. R. 3822*, 84th Cong., 1st Session, March 16, 17, 21, and 22, 1955.
- United States Department of Commerce, Bureau of Census. (2002) *Historical Census Statistics on Population by Race, 1790 to 1990, and by Hispanic Origin, 1970 to 1990, for the United States, Regions, Divisions, and States*. Washington, DC: U.S. Census Bureau.
- United States Department of Labor. *Farm Labor Fact Book*. (1969) Washington, DC: G.P.O, 1959: reprint. Westport, CT: Greenwood Press.
- Winckler, S. (2010) "FERREE, FRANK ELLIS," *Handbook of Texas Online* (<https://>

tshaonline.org/handbook/online/articles/ffe14), Published by the Texas State Historical Association. (2015年7月15日閲覧)

Zamora, E. (2009) *Claiming Rights and Righting Wrongs in Texas: Mexican Workers and Job Politics during World War II*. College Station, TX: Texas A&M University Press.

Zolberg, A. R. (2006) *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America*. Cambridge, MA: Harvard University Press.